

台風等の災害時における代替保育について

◆災害時における代替保育とは

神栖市では、自治体防災情報等の発令により保育施設の臨時休園の措置を決定します。児童の安全のため、原則として家庭保育のご協力をお願いしていますが、災害前日の状況に応じ保育の代替措置を実施することが決定した場合は、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

なお、本対応については、台風や大雨を伴う前線の接近等、発生が一定程度予測できる非常事態を対象とし、地震のように発生の予測が困難な場合は除きます。

※ ただし、災害時の状況により、児童・保護者・職員の安全が確保できないと判断した場合は、代替保育は実施しません。

◆実施が想定される内容

- ・ 市が警戒レベル5相当または警戒レベル4相当の自治体防災情報が発令されると事前に判断し、翌日の臨時休園を決定した場合。
- ・ 代替保育の実施を決定した場合、事前登録された保護者の方に、各保育施設からの連絡に加え、神栖市こども政策課より電子メールで通知します。

◆対象児童（①～③全てに該当する場合）

- ① 市内認可保育所、認定こども園（保育所機能部分に限る）、地域型保育事業所に通う1歳児クラスから5歳児クラスの児童
- ② 保護者両親が防災関係者または医療関係者等で、災害時にともに勤務しなければならない家庭
- ③ 保護者が防災関係者、医療関係者等で、災害時に勤務しなければならないひとり親家庭
- ③ 他に児童を預けることができる親族等がいない家庭

◆代替保育実施場所 ※代替保育実施場所は、状況等により、変更となる場合があります。

- ・ 神栖地域 神栖市保健・福祉会館 （神栖市溝口1746-1）
- ・ 波崎地域 はさき保健・交流センター （神栖市土合本町1-8762-11）

※令和8年度より、波崎地域の代替保育実施場所が変更となりました。
（旧：はさき福祉センター）

◆定員

各施設15名程度

◆保育時間

午前8時から午後6時（可能な限り短時間の保育となるよう調整をお願いします。）

◆登録方法

- ・ 臨時休園時に代替保育を希望される方は、事前登録が必要となります。
別紙「神栖市災害時における代替保育利用登録届出書」に記入し、各保育施設へ提出をお願いします。

◆利用予約方法

- ・ 事前登録した保護者の方で、代替保育利用を希望される場合は、前日、いばらき電子申請・届出サービスで申し込みをお願いします。（受付締切時間：午後6時）
- ・ 定員を超える申し込みがあった場合は、先着順とし、午後7時までに、利用の可否を電子メールで連絡します。

◆**服装、持ち物について** ※持ち物には全て記名してください。

【服装】 動きやすく、汚れても気にならないもの

- 【持ち物】
- ・昼食（弁当）、おやつ、飲み物（水筒）
 - ・着替え（一式2組）
 - ・紙おむつ（6～7枚程度）、おしりふき
 - ・汚れ物を入れる袋（ビニール袋）
 - ・タオル、バスタオル、お昼寝用シーツ（バスタオル可）、上掛け
 - ・保険証、マル福受給者証のコピー

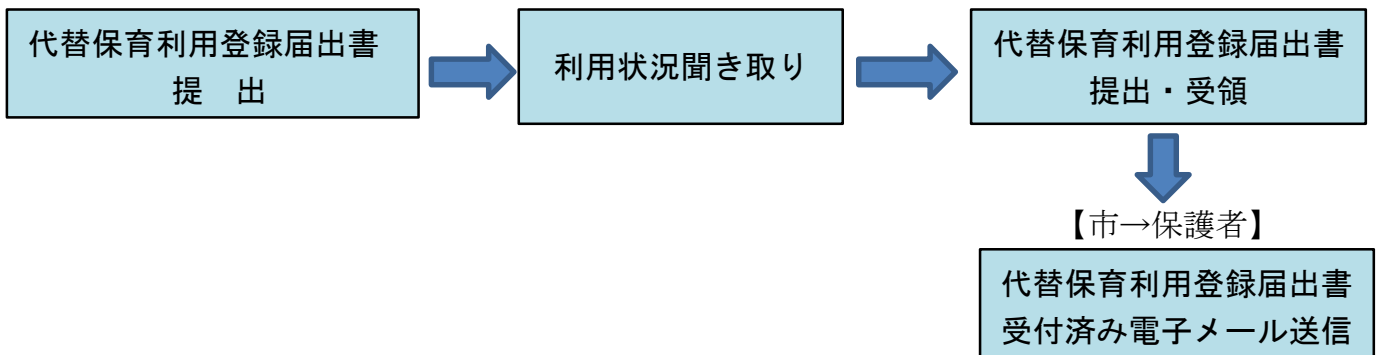
利用方法

① 《事前登録届出》

【保護者→保育施設】

【保育施設→保護者】

【保育施設→市】

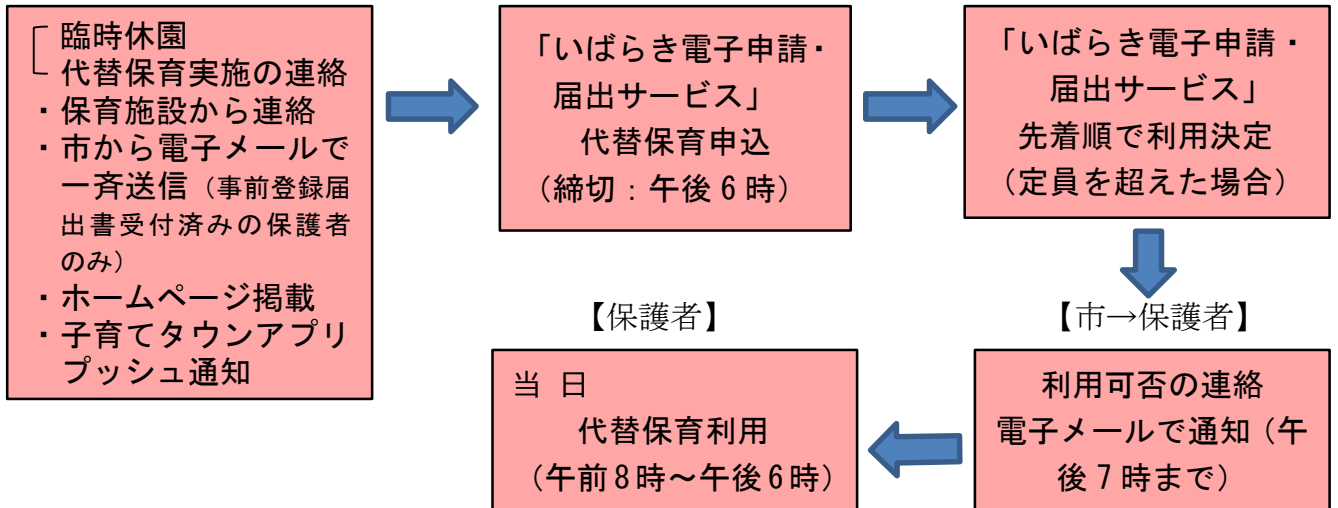


② 《前日（臨時休園・代替保育実施が決定した場合）》

【市→保護者】

【保護者→市】

【市】



◆**警戒レベルと休園の目安**

警戒レベル (避難情報等)	気象庁の 警報等	保育施設の対応	午前6時時点及び、午 前6時から 開園時刻まで発令	開園時間中に発令
警戒レベル5 (緊急安全確保)	大雨特別警報	当該日は休園	登園を見合わせ (家庭保育)	・できる限り速やか にお迎えをお願い する。
警戒レベル4 (避難指示)	※土砂災害 警戒情報等	当該日は休園 (発令対象地域に 所在する施設)	登園を見合わせ (家庭保育)	・迎えに危険を伴 う場合（洪水発生 等）は安全な状況 になってから。
警戒レベル3 (高齢者等避難)	※大雨警報 ※洪水警報	登園自粛要請 (発令対象地域に 所在する施設)	登園見合わせを要請	

①大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル5と同様の取扱いとする。

②気象庁が※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園にならない。